

管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分
1	使用料の徴収及び回収状況について	(3)他部署との連携を通じた徴収業務の強化について		意見	・徴収業務の強化のため、所管部署を超えた連携の構築が望まれる。 ・例えば財政部収納課職員への下水道使用料滞納者に関する情報提供及び当該職員による下水道使用料の滞納整理の実施の検討が望まれる。	52	平成23年度から「債権管理室」が設置されたことにより、滞納者への個別指導及び他課の滞納情報を共有化できることで、参加差押え等の効率的な滞納整理を実施します。	措置等を講じた
2	使用料の徴収及び回収状況について	(4)滞納処分について		意見	・市は井戸水等利用者のうち、高額滞納者を中心に督促状の発送を行っても納付のない滞納者に対し催告書を発送すべきと考える。 ・催告書を発送しても納付のない滞納者に対しては滞納処分を実施すべきと考える。	53	催告書の発送については、年内中の発送をめどに電算会社と調整を図っています。また、滞納処分についても、「債権管理室」の指導のもと実施します。	措置等を講じた
3	使用料の徴収及び回収状況について	(5)滞納原因の把握について		意見	・滞納原因を調査する範囲を定め、この範囲内において滞納原因を統計にまとめるといった取り組みが望まれる。 ・調査する範囲として例えば高額滞納者及び長期滞納者が考えられる。	53	調査範囲を高額滞納者及び長期滞納者に絞り、個別調査を実施する際に滞納原因を聴取することで、今後の回収に対する対応策を講じ収納率向上に努めます。	措置等を講じた
4	使用料の徴収及び回収状況について	(6)分納について		意見	・市は上水道利用者に対する分納ルールと平仄をとり、井戸水等利用者に対する分納のルールを早期に確立する必要があると考える。 ・規則等において分納誓約書の様式を定め、入手を義務付ける必要があると考える。	54	分納誓約書については、「債権管理室」の指導を仰ぎ財産調査により滞納者の資産を見極めたうえで債務承認の文言を明記した分納誓約書を交わします。また、分納ルールについては上水道利用者との平仄を図ります。	措置等を講じた
5	使用料水準と今後の課題について	(2)市の使用料水準について	設備の老朽化	意見	・将来の修繕計画をたて、その発生費用を使用料金の設定の際に合理的に反映させ、使用料金の算定を検討することが望まれる。	59	下水道施設の修繕に要する費用は、地方公営企業法を適用後、下水道事業審議会等で諮り、使用料に反映していきます。	検討中
6	使用料水準と今後の課題について	(2)市の使用料水準について	使用料の累進制について	意見	・適切な累進度を見極めたうえで、使用料の見直しを行う必要がある。	60	下水道事業審議会等に諮り、使用料に反映していきます。	措置等を講じた
7	使用料水準と今後の課題について	(2)市の使用料水準について	独立採算に向けて	意見	・原価回収率を改善するために、普及率の上昇と使用料水準の見直しを検討することが望まれる。	61	原価回収率の改善については、定期的に見直しを行い、段階的に改善しています。	措置等を講じた
8	一般会計繰出金について	(3)予算実績管理について		意見	・一般会計繰出金について、基準内・基準外それぞれの項目別の予算の積み上げにより策定することが望まれる。 ・予算と実績の比較分析を行うことが望まれる。また、これらを容易にするためにも、地方公営企業法の適用を検討することが望まれる。	64	予算策定時には、一般会計繰出金の総額を決め、一般会計の全体収支とも調整を行った上で、総額が決定されています。予算科目については、財政部局を含め検討します。地方公営企業法の適用により決算確定時期が早まるため、予算と実績の比較分析、より明確な経費区分管理が可能な予算体系の編成に取り組んでいきます。	検討中
9	一般会計繰出金について	(4)雨水費用・汚水費用の区分について		意見	・一般会計繰出金の内訳の算定は、決算数値の按分計算ではなく、実際の支出内容を検討して算定することが望まれる。	65	過去の資産調査を実施する中で、下水道事業債の内訳を適正に把握していきます。	検討中
10	一般会計繰出金について	(5)一般会計繰出金の算定方法について		意見	・一般会計繰出金の内訳の算定は、ルールを定め、マニュアル等に明文化する必要がある。 ・担当者以外がチェックする体制を構築する必要がある。	65	H26年度から地方公営企業法を適用するにあたり、算定方法や過程を確認・チェックできる体制を構築していきます。	検討中

管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	レポート 報告書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分
11	一般会計繰出金について	(6)基準外繰出金ルール化		意見	・基準外の一般会計繰出金について、運用ルールを明文化することが望まれる。	66	H26年度から地方公営企業法を適用するにあたり、算定方法や過程を確認・チェックできる体制を検討していきます。	検討中
12	下水道事業債について			意見	・今後も高金利事業債の借り換えや繰上償還を積極的に検討する必要がある。 ・将来の事業計画を踏まえ、事業費が膨大にならないよう、起債計画を慎重に行うべきである。	68	高金利事業債の借換えは、平成23年度においても引き続き実施する予定としております。また、新規の借入れを元金償還額以下として、市債残高の縮減を図ります。	措置等を講じた
13	受益者負担金について	(4)滞納原因の把握について		意見	・市は高額滞納者や長期滞納者等に範囲を絞り、滞納原因を調査することが有用と考える。	75	調査範囲を高額滞納者及び長期滞納者に絞り、個別調査を実施する際に滞納原因を聴取することで、今後の回収に対する対応策を講じ回収率向上に努めます。	措置等を講じた
14	受益者負担金について	(5)分納について		意見	・市は分納のルールを早期に確立する必要があると考える。 ・規則等において分納誓約書の様式を定める必要があると考える。	76	分納誓約書については、「債権管理室」の指導を仰ぎ財産調査により滞納者の資産を見極めたうえで債務承認の文言を明記した分納誓約書を交わします。また、分納期間についてはルール化を図ります。	措置等を講じた
15	水洗便所改造資金貸付金	(3)不納欠損処理について		意見	・回収の見込みがほとんどないと判断される貸付金については、不納欠損処理を適切に実施する必要があると考えられる。	79	連帯保証人への求償を行うなど、積極的に使われていない制度を活用して対応していきます。	措置等を講じない
16	水洗便所改造資金貸付金	(4)月あたり償還金額の減額(償還期間の延長)について		意見	・市は災害以外の理由で月あたり償還金額の減額を認める場合には、減額理由等を明らかにするため、条例規則等を整備する必要があると考える。 ・誓約書を交わすことは、債務の承認として時効の中断要件にもなることから、規則等において誓約書の様式を定める必要があると考える。	80	災害以外の理由で月あたり償還額の減額は認めないこととします。 よって、誓約書を交わすことがないため、現行の条例等により運用していきます。	措置等を講じない
17	排水設備修繕事業補助金	(5)補助金の支給対象について		意見	・市は日中の出勤時間帯についても人件費相当分を補助対象としているが、夜間や早朝の出勤と比較して負担がかからないことや、通常勤務の時間帯であることから、補助対象とする必要はないと考える。	83	平成23年度もこの事業を行っていますが、平行して制度の見直しについて検討しています。	検討中
18	排水設備修繕事業補助金	(6)精算時における申請書類の記載内容の確認について		意見	・補助金額の裏付けとなる管工事組合の作成処理に誤謬がないことを確かめることは、補助金額の正確性を確かめるためにはより重要な手続であると考えられる。 ・市は必要に応じて管工事組合に行き、証拠書類の閲覧、入手(必要な場合)を実施することが望まれる。	83	今年度より毎月の出勤日報写しの提出により、内容確認することとしています。	措置等を講じた
19	契約について	(3)工事契約における予定価格の積算方法並びに予定価格と落札価格の差異について		意見	・低入札価格調査制度以外の契約についても、予定価格と落札価格との差異を把握する契約の範囲を定め、当該差異の内容を検討することが望まれる。	93	低入札価格調査制度における予定価格の調査を行うことは、算出根拠の不備や算出過程の計算ミス等がないかを確認するものです。 予定価格の算出根拠は、千葉県が定める積算基準を基に積算しており、市で独自に決定するには独自の調査機関等も必要となり対応は難しい状況です。	措置等を講じない

管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	レポート 告 ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分
20	契約について	(4)登録業者の財政状況の把握について		意見	・市は登録業者の財政状況の把握対象について、市外業者にも拡大し、調査結果を下水道整備課及び下水道維持管理課にもフィードバックすることが有用と考えられる。	94	登録業者の財政状況については、極めて機密性の高い情報があり、各担当課等にこの情報を提供し、この調査結果を起因として見積り合わせ等から排除するような対応や、風評により影響を受けることが考えられるため、他課への情報の提供はこれまでどおり差し控えるものと考えます。	措置等を講じない
21	人件費について	(2)下水道事業での地域手当及び住居手当について	①地域手当について	意見	・地域手当を速やかに国の規準に合わせる事が望まれる。	98	現在、地域手当支給率の適正化(平成22年度支給率8%を国の規準6%へ)を進めており、平成23年度は7.5%、平成24年度は7%とする条例改正を行いました。 今後、平成25年度に6%とすることを目指して、職員の組合との交渉等を進めていきます。	検討中
22	人件費について	(2)下水道事業での地域手当及び住居手当について	②住居手当について	意見	・住居手当の速やかな廃止が望まれる。	99	現在、自宅所有者への住居手当(月額8,000円)を、平成24年度に廃止することを目指して、職員の組合との交渉等を進めています。	検討中
23	人件費について	(3)残業について		意見	・特定の個人に過大な負担のかかることのないように、課・担当を超えたワークシェアや負荷をもたらす業務の再検討、事前の適正な人員配置等が望まれる。 ・人事部を含めて総合的に残業時間を分析して発生原因を解明し、削減の対応策を構築することが望まれる。	102	月45時間以上の残業を行った職員には、その理由と削減に向けた具体策について人事課への報告を義務付けています。月60時間を超えた場合は、その時点で所属長からその理由と、長時間の時間外勤務を抑制するための対応策を人事課に提出させており、残業の発生原因について把握に努めています。また、夏季において節電の観点からも水曜日に加えて木曜日もノー残業デーとし、時間外勤務削減に努めています。	措置等を講じた
24	人件費について	(4)再任用制度について		意見	・下水道事業に関しては、全ての再雇用職員は下水道事業の経験者であり、制度の目的は達成されている。今後もこの目的が有効に達成されていくことが望まれる。 ・現在、再雇用職員の勤務は原則週3日とされているが、制度目的をより有効に達成するためには3日に限らず、残業時間の削減の方策としてより弾力的に運用することが望まれる。	103	現在の再任用職員の勤務体系は、基本的には週3日勤務(短時間勤務)としていますが、部署の必要性に応じてフルタイム再任用の運用も行っています。また、平成23年度からは週5日、4日の短時間勤務の弾力的な運用を始めています。	措置等を講じた
25	人件費について	(5)一般会計から支出される人件費		意見	・下水道事業会計の収支計算については下水道使用料の合理的算定のために、下水道整備課及び下水道維持管理課の行う業務のうちどの程度が治水事業として行われているかをより厳密に把握することが望まれる。	103	治水事業への業務配分の実態をより厳密に把握し、一般会計支出額が更に適正なものとなるよう努めます。	検討中
26	流域下水道負担金について			意見	・流域下水道負担金の内容等について詳細な資料を入手する必要がある。	105	今後、流域下水道を所管している千葉県に負担金の詳細資料の提供を求めていきます。	検討中
27	財産管理について	(5)リース物品について		意見	・市所有の物品との区分を明確にするために、シール等の標識の貼付を徹底することが必要と考える。 ・貸与先の部署においてもリース台帳の記帳が望ましいと考える。	109	リース物品については、シール等の標識の貼付及びリース台帳を作成しました。	措置等を講じた

管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	レポート 報告書	改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
28	財産管理について	(6) 建設費について		意見	<ul style="list-style-type: none"> 建設費等の中に含めて支出した公有財産及び物品を明確に切り分け, それぞれ適正な管理を行うことが望まれる。 今後不用決定及び処分等が見込まれる専門物品についても物品一覧表への記帳が必要となることに留意されたい。 	109	備品購入費として取得した物件について, 柏市財務規則に従った分類管理を行っていきます。施設等建設時における備品相当品の取扱いについては, 建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれたものであるため, 従前どおり管理していきます。	措置等を講じない
29	財産管理について	(8) マンホールポンプ及び管渠の物品一覧表への記帳について		意見	<ul style="list-style-type: none"> マンホールポンプ及び管渠の財産価値は高いと考えられるため, 財産管理的な意味から物品一覧表への記帳が必要であると考える。 	111	マンホールポンプや管渠等の下水道施設は, 複数の材料や部材などにより構成された下水道構造物であり, 今年度から下水道資産台帳の整備を開始し管理していきます。	措置等を講じない
30	財産管理について	(10) 土地の貸借について	②占有料に関する免除規定及び減免規定について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 下水道条例第20条第3項第5号による占有料の免除については, 第4号との関係において問題があるため, その適用を慎重に検討する必要があると考える。 同第20条第3項第5号を条例第24条第3号に記載し, 減免手続により占有料の徴収の要否を適切に判断することが望ましい。 	114	占有料の免除減免について, 下水道条例の改正も視野に入れて検討しています。	検討中
31	財産管理について	(10) 土地の貸借について	③借りている土地の全件把握について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借契約がなければ法的に問題であり, 早急にすべての借りている土地を把握する必要があります。 全件把握の完了後賃貸借契約書と照合し, 賃貸借契約書のないものについては, 賃貸借契約書を作成する必要があります。 	115	公有財産台帳による検証または, 現地踏査により契約の有無など, 土地状況を, 現在確認しています。	検討中
32	財産管理について	(11) 十余二処理場の管理について		意見	<ul style="list-style-type: none"> 市が負担しているランニングコストは少額ではあるが, 反面, 警備会社等による警備も実施しておらず不審者等の敷地への侵入等により事故・事件等の温床となる危険も否めないため, なるべく早期の売却が望まれる。 	116	売却に向けて進めています。 なお, 跡地は職員の現場巡視を, 行っています。	措置等を講じた
33	システム管理について	(2) 委託業務契約について		意見	<ul style="list-style-type: none"> 業務が開発業者以外でも効率的な実施が可能かどうかの検討及び相見積もり等の実施により, 現在の設計価格及び契約価額の妥当性を検討することは必要と考える。 契約課に権限がある契約については, 同課と協力して開発業者以外の効率的な実施可能性や相見積もりの実施等を検討することが望まれる。 	121	開発業者以外でも効率的な実施が可能であるか, 他自治体の各業務システムについて, 経費に関する情報を収集し, 引き続き価格の妥当性を検討してまいります。	検討中
34	システム管理について	(3) パスワード及び個人IDについて		意見	<ul style="list-style-type: none"> パスワード及びIDは, 共有ではなく個別設定が望ましい。 パスワードの定期的な変更や複雑性についての規定を設け, 実施することが望まれる。 過去のパスワード履歴を管理し, 再使用を不能とするような仕組みを検討することが必要と考える。 	121	各システムで, パスワード及びIDを設定していく運用システムを検討していきます。 そこで, 先行モデルとして, 今年度実施する台帳GISのタッチパネル導入時に調整し検討いたします。	検討中

管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分
35	システム管理について	(4)アクセスログのモニタリングと不正アクセスチェックについて		意見	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステムについてアクセスログの保管が望まれる。 ・保管したアクセスログは定期的にモニタリングすることにより、不正なアクセスの有無の確認・防止の措置を講ずることが可能となる。 ・情報漏洩等が発生した場合には早期発見できる体制を整えておくことが必要であると考える。 ・上記(3)と同時実施に留意する。 	122	全てのシステムで、アクセスログを保管・モニタリングしていくには、運用システムを構築する必要がある、各システムごとに体制等を検討していきます。そこで、先行モデルとして、今年度実施する台帳GISのタッチパネル導入時に調整し検討いたします。	検討中
36	将来の事業見通しについて	(1)事業計画について ② 汚水整備計画について	ア. 計画達成状況について	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果を勘案した現実的に達成可能な計画の策定を検討することが望まれる。 ・当初の全体計画自体が必達目標であるのかどうか、慎重に検討の上、より効率的、効果的な計画を検討することが望ましい。 	125	柏市では、平成23～27年を社会資本総合整備計画及び柏市後期基本計画と位置づけ、具体的には、3ヵ年の実施計画や事業評価シートを策定する中で検証しております。	措置等を講じた
37	将来の事業見通しについて	(1)事業計画について ② 汚水整備計画について	イ. 整備計画に関する予算統制について	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に整備単価の見直しを実施することが望まれる。旧柏市の計画整備単価の算定についても、より実態に即した設定を検討することが望まれる。 ・計画整備単価と実績単価を比較してどの程度乖離があったのか、またその原因を分析し、将来発生する事業費を削減し、より効果的・効率的な投資を実施するためにどのような施策があるか、今後の課題は何か、といったことについて検討を実施することが望まれる。 	126	実施計画の策定及び整備に関しては、整備実績から整備単価を決め事業費を算定しています。残事業費見込額の算定については、県の全体計画の見直しにあわせて、整備実績から整備単価を決定して全体事業費の見直しを行っています。	措置等を講じた
38	将来の事業見通しについて	(1)事業計画について ③ 雨水整備計画について		意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は雨水整備の対応を後回しにせず、特定されたエリアについては速やかに整備計画の範囲に含められるよう検討することが望まれる。 	128	今後は早期の浸水解消を目指し、優先順位や財政状況を考慮して雨水整備を実施します。	措置等を講じた
39	将来の事業見通しについて	(2)財政計画について		意見	<ul style="list-style-type: none"> ・利益計画の策定と予算統制を実施することが望まれる。 	129	地方公営企業法適用の中でより明確な説明を行えるよう検討します。	検討中
40	地方公営企業法の適用について	(4)地方公営企業法の適用について ①地方公営企業法の適用の範囲の決定		意見	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業に対して、地方公営企業法を適用する際には、全部適用と一部適用の利点や移行作業の手間等を考慮し、慎重に選択することが望まれる。 	133	市では「下水道事業地方公営企業法適用検討会」を開催し、平成26年4月から地方公営企業法の一部適用を目指し、準備を進めます。	措置等を講じた
41	地方公営企業法の適用について	(4)地方公営企業法の適用について ②現行の特別会計から地方公営企業会計に移行するに際しての対応	ア. 現金主義会計から発生主義会計への変更	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に処理を行うにあたっては、経理事務の正確性や効率化を図るために、会計規程等を独自に制定する必要があると考える。 	133	H23年度から法適用に向けた準備作業に取り掛かる予定であり、この作業の中で、発生主義の仕組みを導入していきます。	措置等を講じた

管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	レポート 告 ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分
42	地方公営企業法の適用について	(4)地方公営企業法の適用について ②現行の特別会計から地方公営企業会計に移行するに際しての対応	イ. 資本取引と損益取引の区分について	意見	・利益と資本を区別するために特に注意すべきことは、利益剰余金と資本剰余金を明確に峻別することである。したがって、地方公営企業会計を適用する際には、あらかじめ日常的に頻出する取引を分類整理しておくことが望まれる	135	公共下水道事業では、H23年度から法適用に向けた準備作業に着手する予定であり、この中で取引を適切に区分していきます。	措置等を講じた
43	地方公営企業法の適用について	(4)地方公営企業法の適用について ②現行の特別会計から地方公営企業会計に移行するに際しての対応	ウ. 減価償却費の計上について	意見	・地方公営企業会計の適用に際しては、事前に資産の取得価額(又は帳簿価額)や資産の種類、構造又は用途、細目などの情報を記録した固定資産台帳を整備する必要がある。	135	公共下水道事業では、H23年度から法適用に向けた準備作業に着手する予定です。この作業の中で、資産の把握と台帳の整備を行っています。	措置等を講じた
44	地方公営企業法の適用について	(5)地方公営企業法の改正動向について		意見	・地方公営企業会計に移行する時期によっては、地方公営企業会計のルールが改正され、予期せぬ事務負担の増加となってしまう可能性がある。今後の法案の国会審議の動向に注意するとともに、地方公営企業会計のルール改正に柔軟に対応できる体制を構築することが望まれる。	137	地方公営企業会計基準の見直しが予定されており、今後国の動向等を注視しながら、地方公営企業法の適用準備を進めていきます。	措置等を講じた

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ペ ー ジ 書	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応 状況の区分
1	軽費老人ホームサービス提供費補助金	意見	①交付金の支給時期について	・現在, 補助金の交付は, 年に一度5月から6月にかけて, 事業者が指定する口座に一括して振り込まれている。年に複数回の交付を検討することが望まれる。	143	当該補助金は, 支払い回数が複数回になることによって, 支払いに対する対応が迅速にできず, 結果として入居者に影響がでることが心配されます。また, 社会福祉法人に不測の事態が発生した場合には, 精算手続きが煩雑になるおそれについては, 複数に分けた場合においても, 額の多少はあるが, 軽減されることはないものと考えられます。このため, 今後の参考意見として尊重します。	措置等を講じない
2	軽費老人ホームサービス提供費補助金	意見	②指導監査について	・補助金の監査において, 「階層別, 月別利用人員内訳」と基礎データの照合をチェックリストにおいて検証項目として記載するとともに, 検証の過程を監査証跡として残すべきである。	144	法人監査及び施設監査の主幹部署である, 指導監査室と調整をはかり, 事後検証ができるよう, 検証項目を改善します。具体的には, 「軽費老人ホーム(ケアハウス)指導監査調査」に「階層別, 月別利用人員内訳」を追加し, 法人保管の資料(個々の入所者から年1回提出を依頼している「収入申告書」と照合ができるようにします。	措置等を講じた
3	軽費老人ホームサービス提供費補助金	意見	③年間の実績報告の検証について	・現状, 補助金の確定において, 対象経費は4月から2月までは実績値であるが, 3月分は概算値で計算されている。結果的に, 補助金の額が変わらないとしても, 3月分についても実績値を用いて計算し, 補助金の確定を確実なものとする必要がある。また, その検証過程の証跡を残すことが必要である。	145	実績報告書の提出時においては, 既に対象経費が補助額を超過していることを確認します。それに加えて, 補助金の確定を確実なものとする必要があることから, 3月分の実績値を含む決算書については, あらためて交付団体から提出を求めるよう改善します。	措置等を講じた
4	社会福祉協議会運営費補助金	意見	② 積立金について	・社協の積立金の積立てを無制限に認めるべきではなく, 必要な残高という観点での積立及び取崩等を実施すべきであると考えられる。 ・積立基準及び取崩基準は事業運営基金積立金以外についても規程等により定めることを指導することが望ましい。 ・運用規定の有価証券の定義があいまいなので具体的な定義を規定することを指導することが望まれる。 ・銀行預金による運用においてペイオフ等についても考慮するよう指導することも検討されたい。	148	①社会福祉協議会と協議を行い, 同協議会において, 事業運営基金積立金, 交通遺児等援護基金積立金, 修繕積立金, 車輛設備購入資金積立金及び福祉大会事業積立金の積立目標額, 積算根拠等を策定し, 社会福祉協議会の理事会に諮る予定で事務を進めているという旨の回答を得ています。 ②同協議会と協議を行い, 同協議会において, 運用規程に, 「有価証券は元本保証がなされているものである」という文言を加え, 同協議会の理事会に諮る予定で事務を進めているという旨の回答を得ています。 ③同協議会において, 複数の金融機関に分散して預け入れるなどのペイオフ等の考慮はしているという旨の回答を得ています。	措置等を講じた
5	社会福祉協議会運営費補助金	意見	③ 自主財源率向上のための市の役割について	・自主財源率向上のため, 社協の意義等を広く市民に周知させ, 理解を深める等の方策について, 社協と協議する等市の指導監督が必要と考えられる。	149	自主財源率向上を含めた効率的な事業運営について, 社会福祉協議会と定期的に協議を行っています。	措置等を講じた
6	社会福祉協議会運営費補助金	意見	④ 効果測定の実施について	・補助金の支給に対して社協の事業運営が効率的に行われているかについての具体的な評価基準を設定する必要がある。 ・社会福祉事業の促進を図りもって地域福祉の増進に資するという社協本来の目的に留意しつつ, かつ効率的に事業運営を行う点も考慮する必要がある。	150	社会福祉協議会の事業運営の評価に当たっては, 社会福祉協議会が作成した進捗管理報告書(「第2期柏市地域健康福祉活動計画 平成22年度進捗状況報告書」)をもって評価基準とし, 効果測定を行ってまいります。	措置等を講じた

管理番号	監査対象	区分	項目	主な内容	ペ ー ジ 書	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等対応状況の区分
7	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金	意見	② 地区社協等に対する効果測定状況の把握について	<ul style="list-style-type: none"> 市は社協が実施している地区社協等からの実績報告書等入手し, 効果測定をすることが望まれる。 また, 当該実績報告書等の記載項目及び記載方法についても定期的に見直す旨, 市は社協に対し指導することが望まれる。 	154	社会福祉協議会と協議を行い, 地区活動マップ及び地区社協活動実績報告書を提出いただくこととしました。それらをもとに効果測定を実施することを予定しています。 なお, 実績報告書等の記載項目及び記載方法の見直しについては, 定期的ではなく, 必要な都度, 同協議会と協議を行い, 調整をはかってまいります。	措置等を講じた